

北上市

子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

岩手県北上市

は じ め に

近年、我が国において急速な少子化が進行しています。核家族化の進展や、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。保育ニーズは年々増加するとともに、多様化しており、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。



国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとしました。

このような背景のもと、本市では平成16年に策定した「北上市次世代育成支援対策地域行動計画 北上っ子すぐすくプラン」の実績を踏まえ、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度からの5年間を1期とする「北上市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画のもと、仕事と子育てが両立でき、喜びを感じながら安心して子育てできる地域、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域を目指し、基本理念であります「子育て家庭から笑い声があふれるまち きたかみ」の実現を図ってまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言を賜りました北上市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力いただきました多くの市民や関係機関・団体の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成27年3月

北上市長

高橋敏彦

もくじ

序章 少子化対策の背景と新制度の概要	3
1 国の少子化対策の経緯.....	3
2 新たな子育て支援制度の検討の背景	4
(1) 新制度の主なポイント	4
(2) 子ども・子育て会議の設置	5
(3) 新制度の全体像	6
3 新制度の事業体系	7
(1) 子どものための教育・保育給付	7
(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類.....	8
(3) 保育の必要性の認定.....	8
4 新制度における公費の仕組み	10
(1) 施設型給付の算定方法.....	11
第1章 計画策定にあたって	15
1 計画策定の趣旨	15
2 計画の位置づけ	16
3 他計画との関係	16
4 計画期間.....	17
5 計画の策定体制と市民意見の反映	17
6 県や近隣市町村との連携.....	17
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	21
1 本市における人口と子ども人口の状況.....	21
(1) 人口と子ども人口の推移	21
(2) 合計特殊出生率の推移	22
2 子育て家庭の状況	23
(1) 子育て世帯の推移	23
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者	24
3 就労状況	25
(1) 本市の就業率	25
(2) 母親の就労状況	26
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況等	29
(1) 子育て支援事業の提供体制	29
(2) 子育て支援事業の利用状況	30

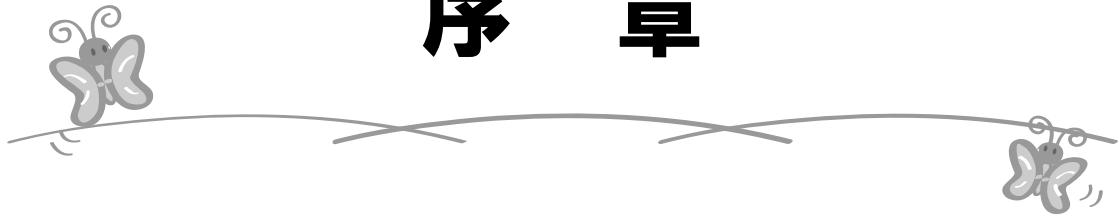
(3) その他児童に関する状況	32
5 施策の進捗評価	33
6 本市における課題の整理	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の基本理念	37
2 計画の基本的視点	38
3 計画の基本目標	39
4 子ども・子育て支援事業計画体系図	40
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等	43
1 教育・保育等の提供区域	43
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	44
(1) 推計の手順	44
(2) 子ども人口の推計	45
(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出	46
(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み	47
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み	48
3 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保	49
(1) 施設型給付	49
(2) 地域型保育給付	50
(3) 相談支援	51
(4) 訪問系事業	52
(5) 通所系事業	53
(6) その他事業	57
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	61
基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援	62
基本方向1 教育・保育サービスの充実	62
基本方向2 放課後児童健全育成の充実	64
基本方向3 子育て支援サービスの充実	65
基本目標2 母子保健対策の充実	67
基本方向1 子どもや母親の健康の確保	67
基本方向2 食育の推進	68
基本方向3 小児医療の充実	69
基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備	71



基本方向1 安心して外出できる環境の整備.....	71
基本方向2 地域・企業における子育て支援の推進.....	71
基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細かな対応.....	73
基本方向1 児童虐待防止対策の推進.....	73
基本方向2 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	73
基本方向3 障がいのある児童・家庭への支援.....	74
 第6章 計画の推進体制	79
1 計画推進のための役割.....	79
(1) 行政の役割	79
(2) 市民への期待	79
2 計画の推進体制	80
(1) 市の推進体制	80
(2) 市民と行政が一体となった推進体制.....	80
 資料編	83
1 北上市子ども・子育て会議.....	83
(1) 設置条例	83
(2) 委員名簿	84
(3) 会議の開催日と審議内容	85



序 章



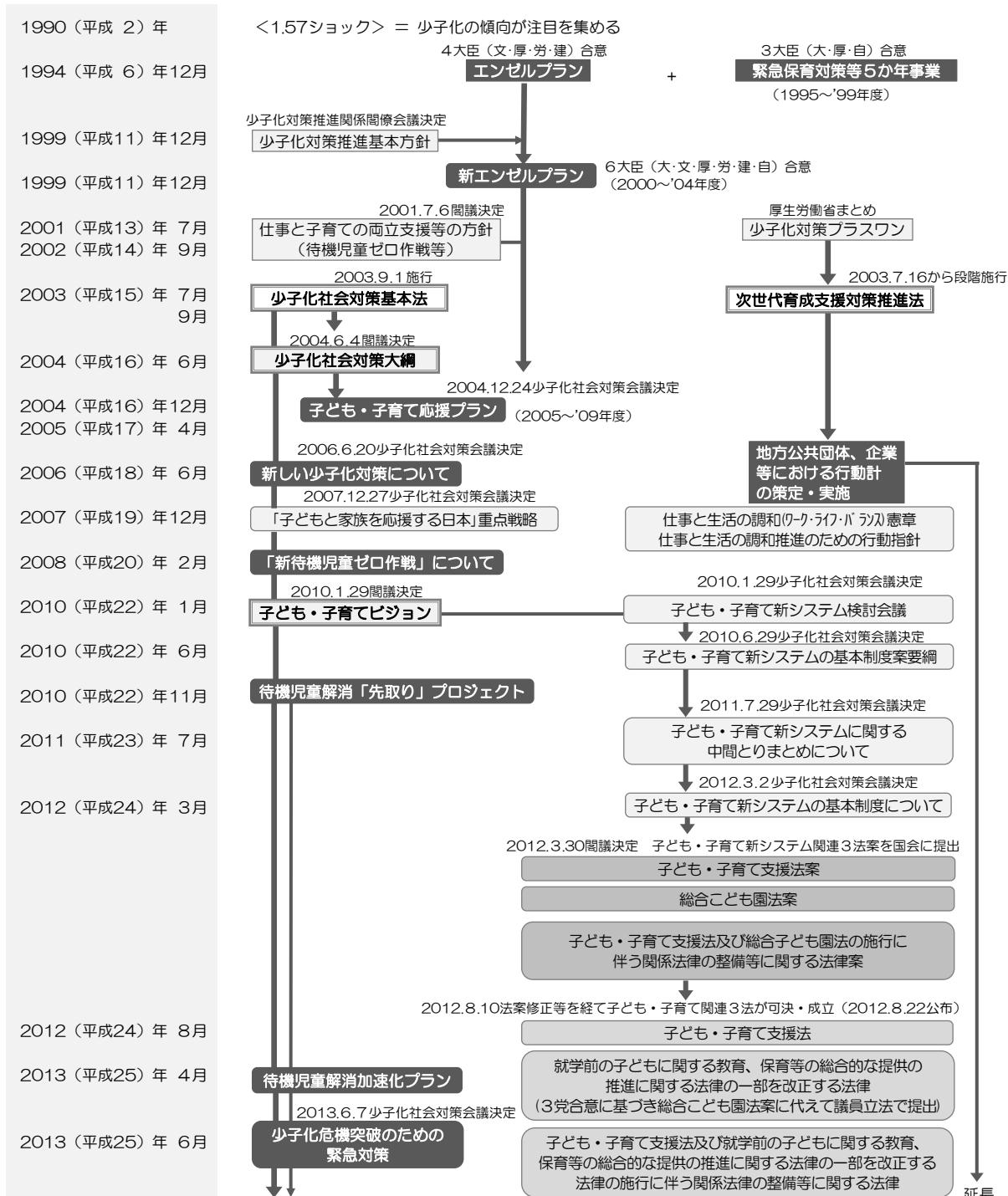
少子化対策の背景と新制度の概要

序章 少子化対策の背景と新制度の概要

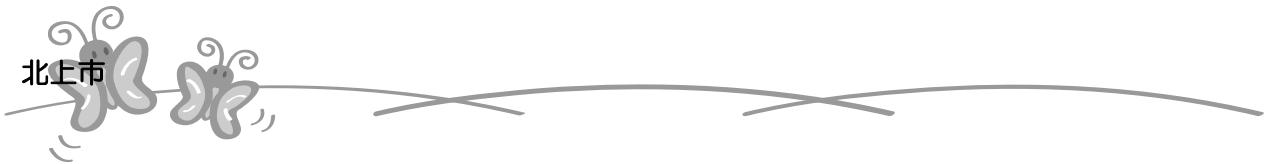
1 国の少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた経緯については下図のとおりです。

図 序. 1 国における少子化対策の経緯



資料：内閣府発行「平成26年版少子化社会対策白書」より



2 新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。国民生活白書によると、核家族化や地域のつながりの希薄化が進行しており、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、待機児童問題や子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられないという声も聞かれます。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものです。質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

(1) 新制度の主なポイント

■ 保育の量的拡大・確保

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとされています。

また、待機児童が多い地域における保育の量的拡大や子どもの数が減少傾向にある地域の保育の確保を図るため、新たに「地域型保育給付」が創設され、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

■ 認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

(2) 子ども・子育て会議の設置

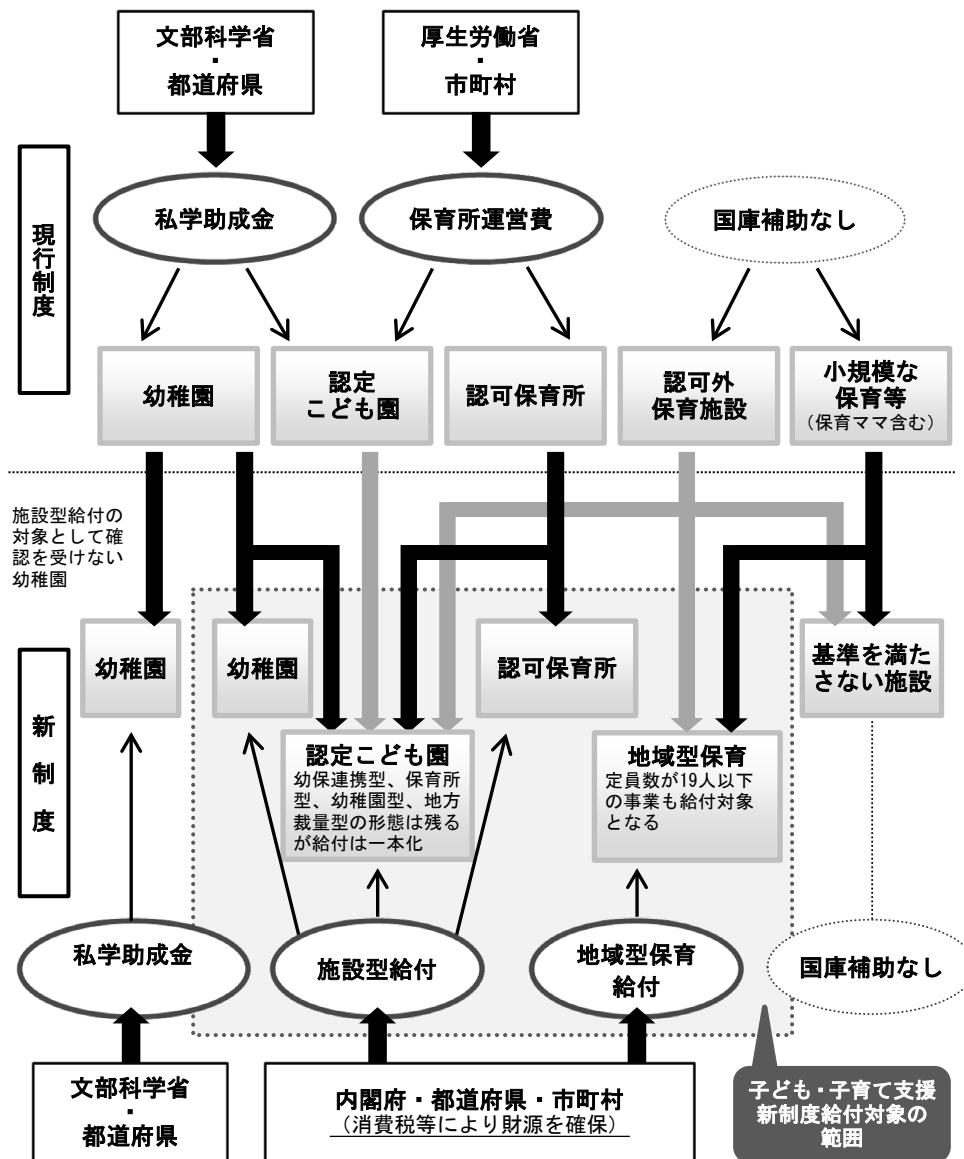
新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」が平成25年4月に設置されました。



(3) 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことといいます。

図 序.2 現行制度から新制度への移行



資料：国子ども・子育て会議資料

3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

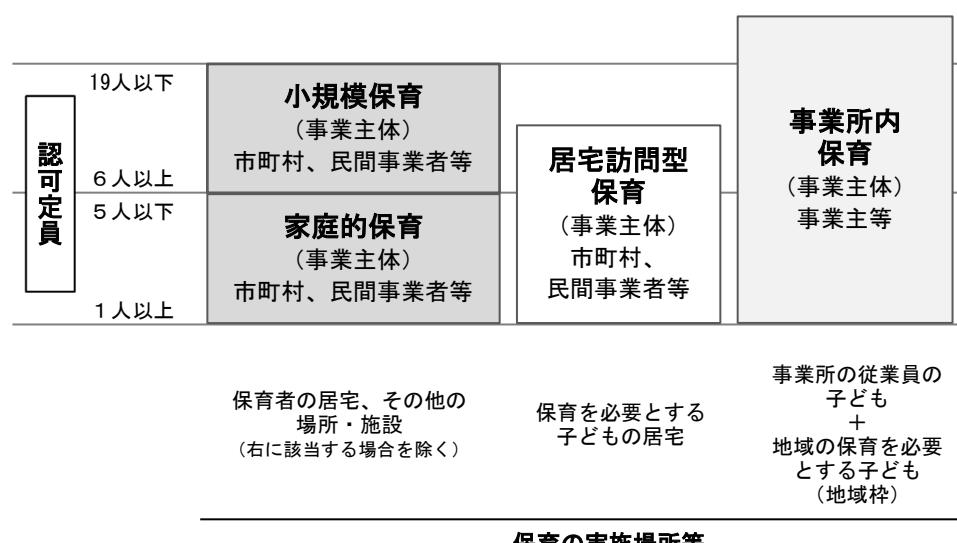
- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業については、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図 序.3 地域型保育事業の構成



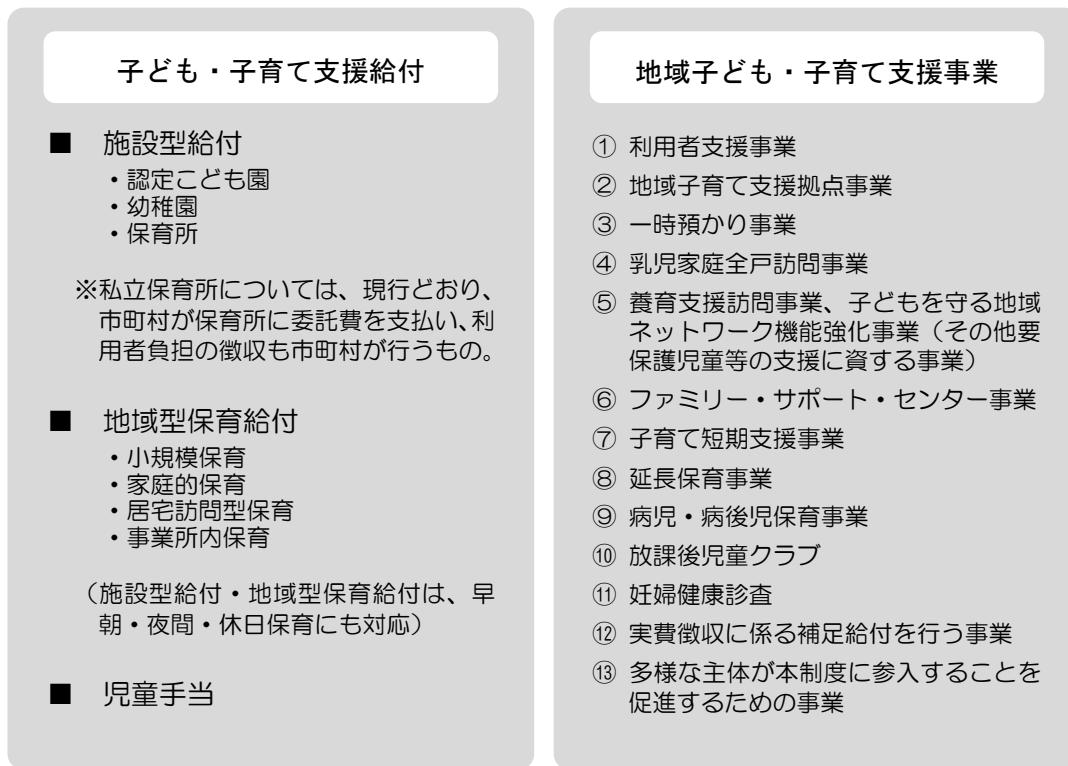
資料：国子ども・子育て会議資料



(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法において、13の事業が定められています。

図序.4 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定します。

■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

■ 認定基準

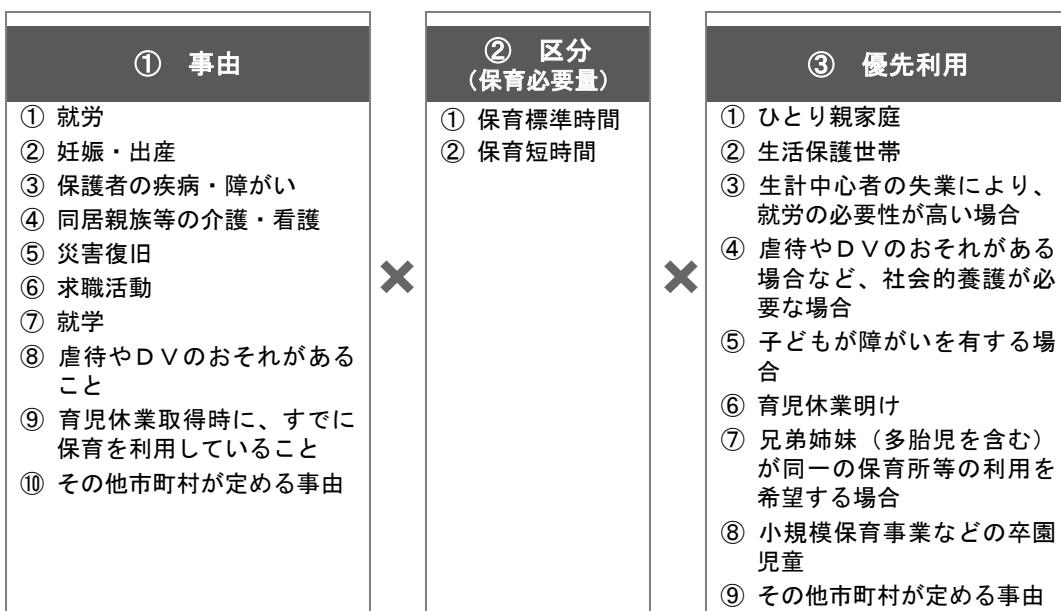
保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては次のような基準を策定します。

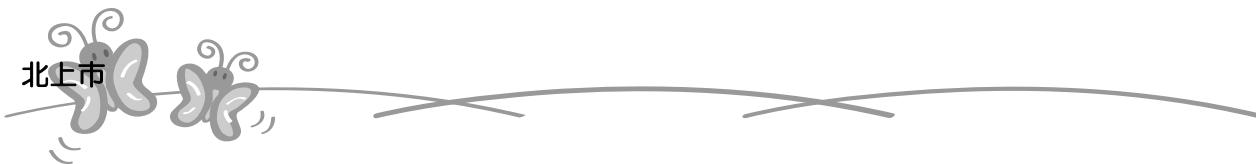
事由	① 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ② 就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分*	① 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （現行の11時間の開所時間に相当） ② 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （本市では、下限時間を60時間以上と設定）

*区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

利用調整は、次の基準により行います。

図 序.5 保育の必要性の認定と優先順位

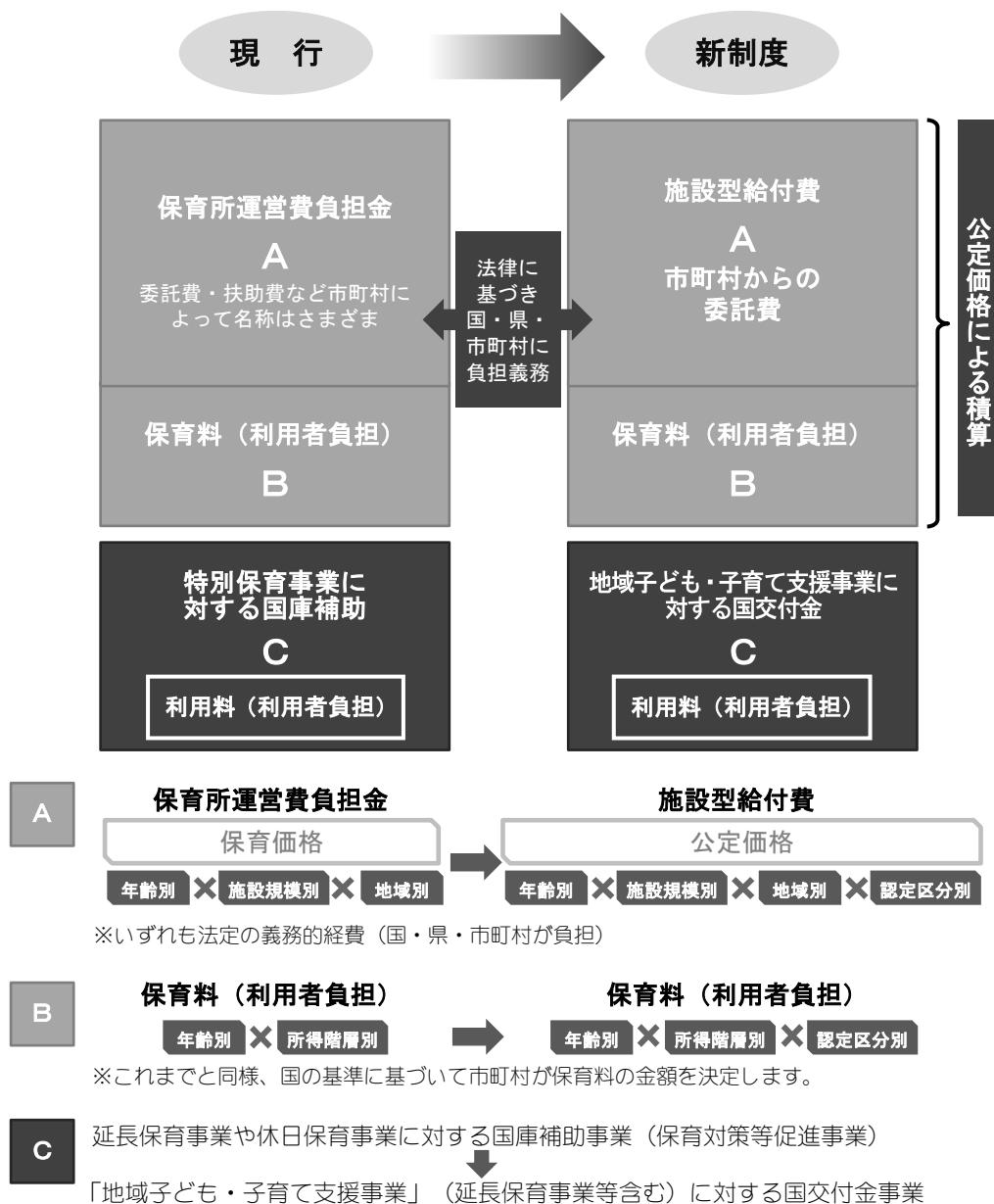




4 新制度における公費の仕組み

新制度では、保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育等を通じた給付制度が導入されることにより、どの施設（施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園を除く）を利用した場合でも、共通の仕組みで公費（給付）対象となります。

図序.6 新制度における公費の仕組みの変更イメージ（保育所）



(1) 施設型給付の算定方法

施設型給付は以下の式で算定されます。

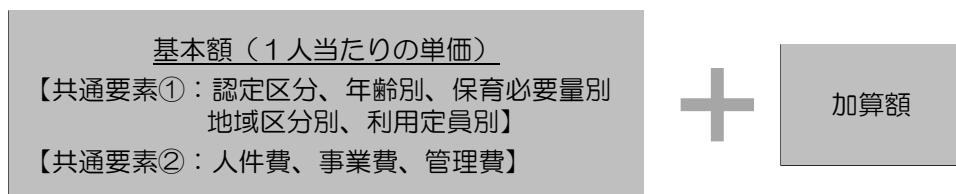
$$\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}$$

施設型給付費（市町村から）、保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から入学時納付金・入学検定料・教材費等の納入を受け、園の収入とすることができます。

◆ 公定価格

公定価格は、1号・2号・3号の認定区分、保育必要量、施設の所在地等を踏まえて、施設運営に必要となる費用を勘案した上で、国が定める基準によって最終的に算定されます。また、施設運営に必要な費用の勘案にあたっては、施設毎の職員配置基準などを踏まえた人件費・事業費・管理費、といった運営コストも考慮されます。

図 序.7 公定価格に関するイメージ図



◆ 保育料（利用者負担）

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が設定します。

◆ 施設型給付費

○利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

第1章



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

北上市（以下「本市」という。）は、国の少子化対策と連動し、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に北上市次世代育成支援対策地域行動計画「北上っ子すぐすぐプラン」を策定し、子育て支援の充実とともに、子どもや母親の健康の確保など市民が安心して子どもを生み育てられるまちづくりを推進してきました。

平成22年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する市民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。しかしながら、本市の合計特殊出生率は国・県の水準を上回ってはいるものの、低水準の中で横ばい、出生数や年少人口においても減少傾向にあります。

一方、国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て支援関連3法」を制定しました。

そこで、本市では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な需要を含めた利用希望を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「北上市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



2 計画の位置づけ

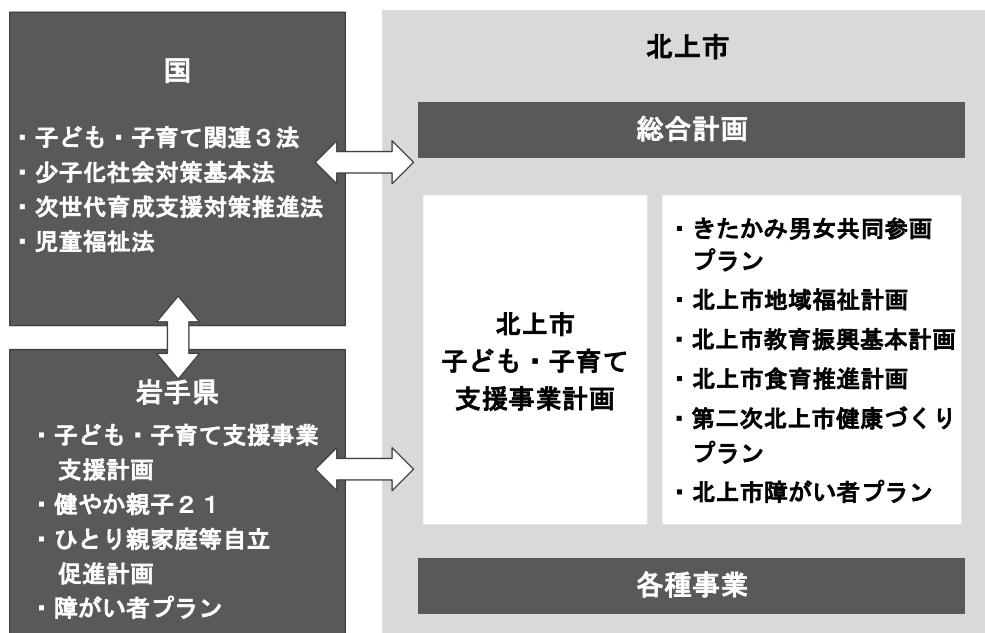
本計画は「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。

また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の期間が10年間延長されたため、法に基づく市町村行動計画として位置づけるとともに、すべての子どもと家庭を社会全体で支援する視点に立ち、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業及び行政が一体的に施策を推進していくための計画です。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、関連する分野の取組を総合的・計画的に推進していくため、上位計画である「北上市総合計画」のもと、「きたかみ男女共同参画プラン」「北上市地域福祉計画」「北上市教育振興基本計画」「北上市食育推進計画」「第二次北上市健康づくりプラン」「北上市障がい者プラン」との整合性を図りました。

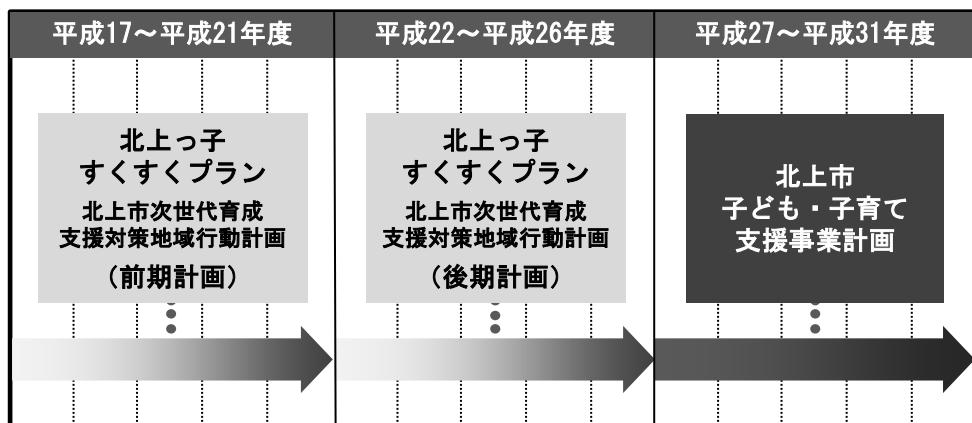
図1.1 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

図1.2 計画期間



5 計画の策定体制と市民意見の反映

本計画の策定にあたって、地域の関係者や一般公募から選ばれた市民を委員として委嘱している「北上市子ども・子育て会議」において、計画策定に対する意見を求めるとともに計画策定に必要な各検討課題に対して審議を行い、関係機関・団体等との緊密な連携を図りました。

また、市民のニーズを的確に把握するため、ニーズ調査や計画案に対するパブリックコメントを実施し、得られた意見や要望を精査し、計画に反映しました。

府内においては、「北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会」を組織し、検討及び調整を行いました。

6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、必要なニーズ量が確保できるよう県や近隣市町村と協議・調整を行い、子ども・子育て支援事業の提供量の確保策について相互に連携を図りました。

第2章



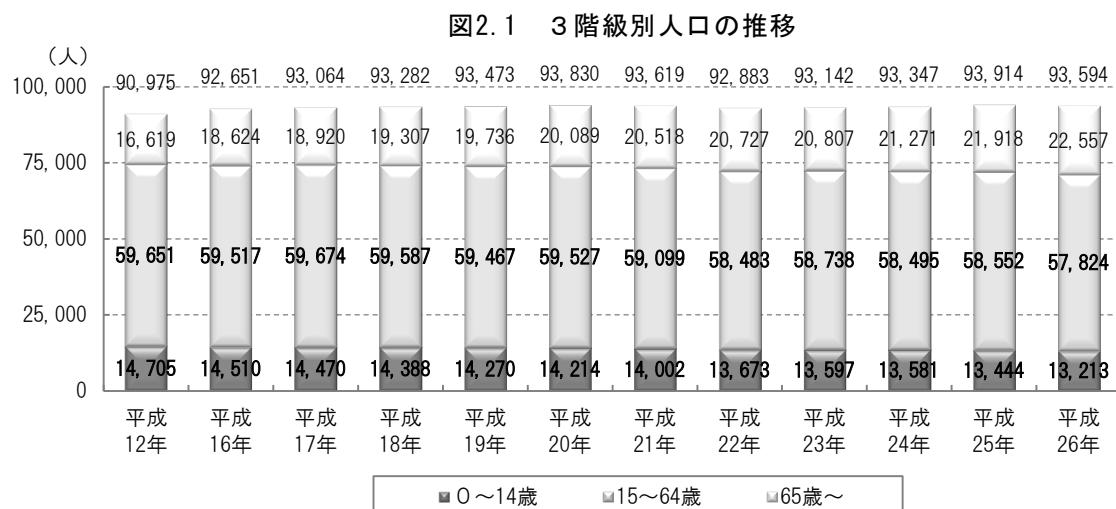
子ども・子育て支援の現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

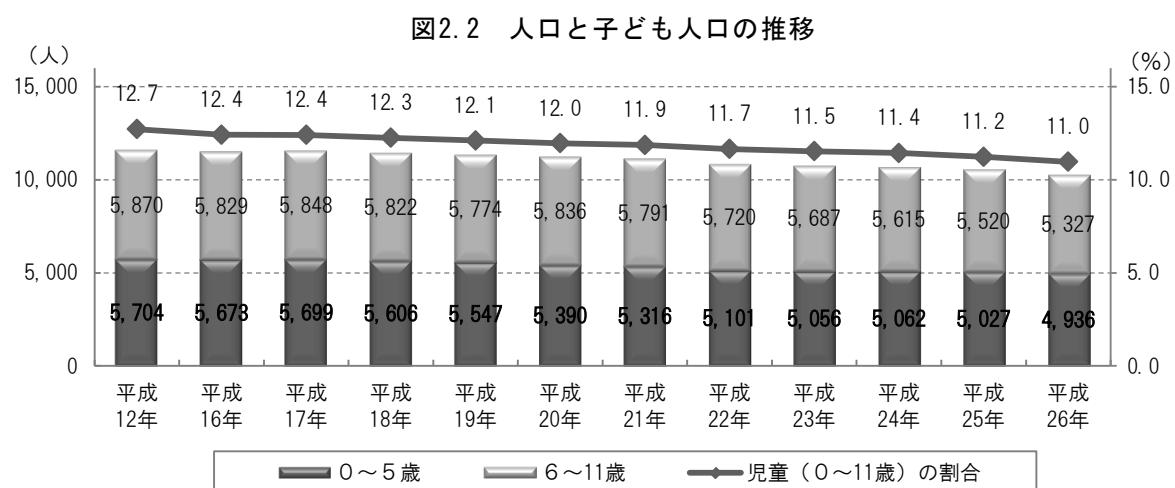
(1) 人口と子ども人口の推移

本市の総人口は全体的に横ばい傾向にあります。平成12年以降老人人口（65歳以上）が大きく増加している一方、生産年齢人口（15～64歳）は断続的に減少、年少人口（0～14歳）については継続的に減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童及び小学校児童）は、0～5歳、6～11歳のどちらも平成12年から平成26年にかけて1割前後減少し、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下しています。

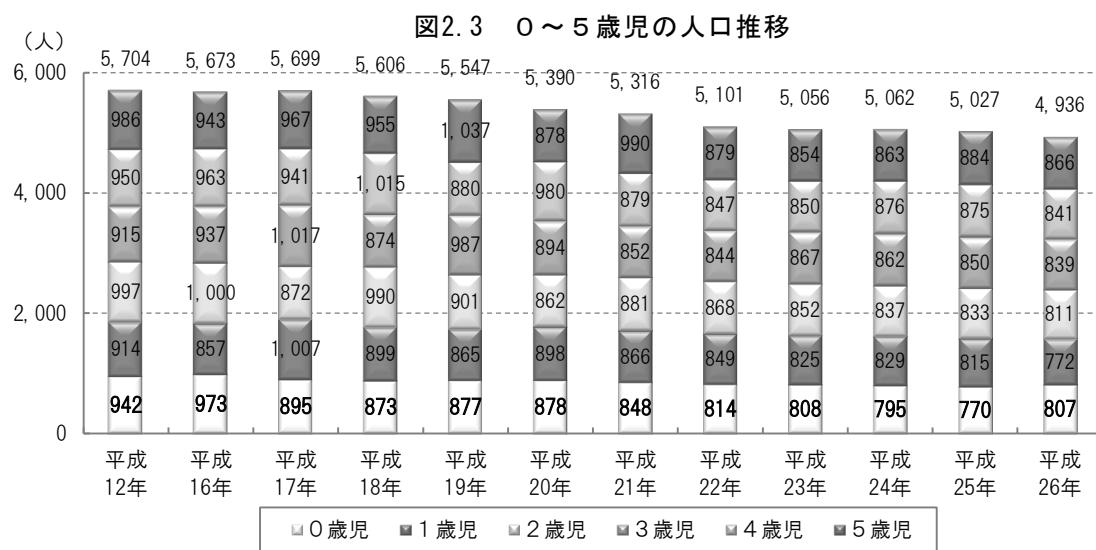


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



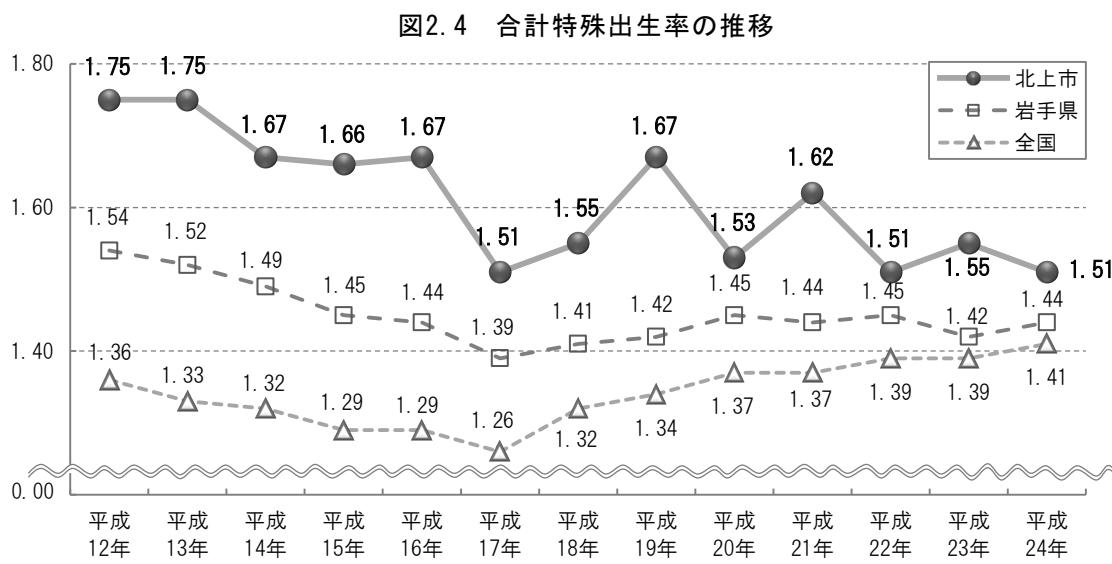
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成12年から平成26年にかけて2歳児は2割弱、その他の年齢は1割前後減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成12年から平成24年にかけて全国・岩手県を若干上回ってはいるものの、低下傾向にあります。



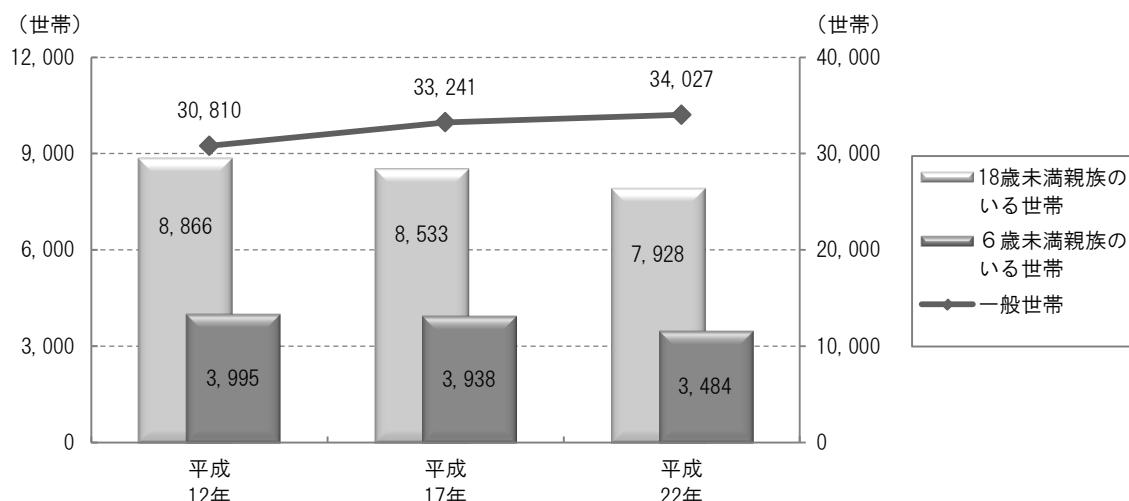
資料：人口動態統計（岩手県HPより）

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成12年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は大きく増加しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

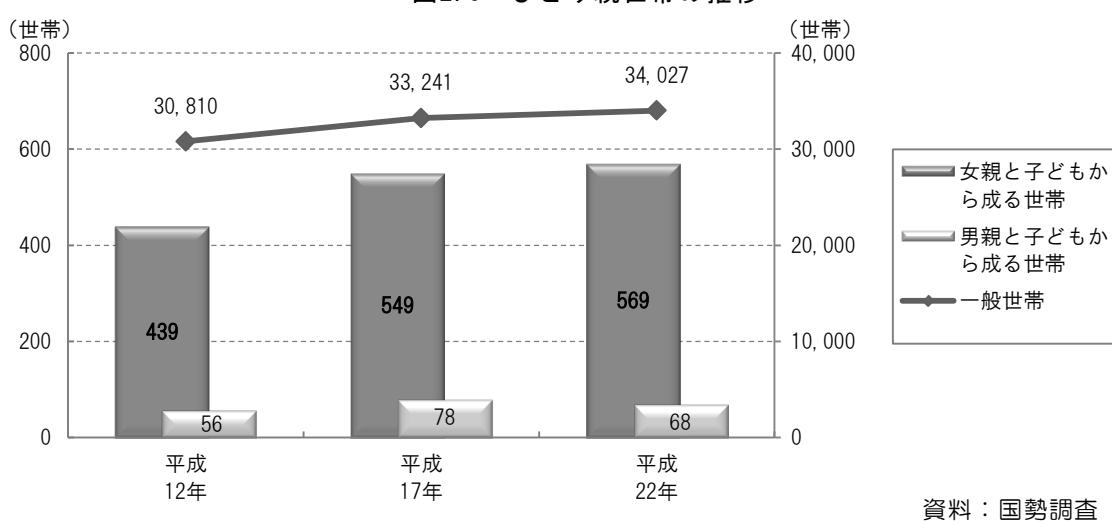
図2.5 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、女親と子どもから成る世帯は増加していますが、男親と子どもから成る世帯はほぼ横ばいの状況です。

図2.6 ひとり親世帯の推移

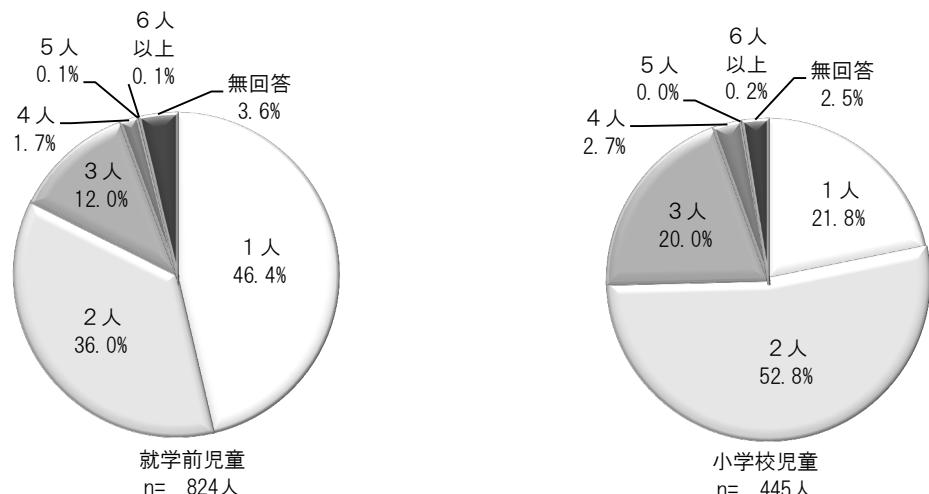


資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

平成25年12月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果をみると、回答された就学前児童の世帯に対する子どもの人数は、「1人」が最も多く次いで「2人」「3人」の順となっています。一方、小学校児童では「2人」が最も多く、次いで「1人」「3人」の順となり、「2人」の世帯が5割以上となっています。

図2.7 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が最も多く、次いで「母親」「祖父母」「保育所」「幼稚園」の順となっています。また、主な親族等協力者が「いすれもいない」方は1割強となっています。

図2.8 日常的に子育てに関わっている方

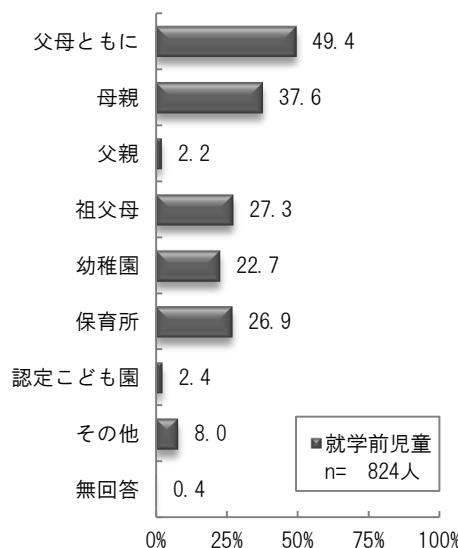
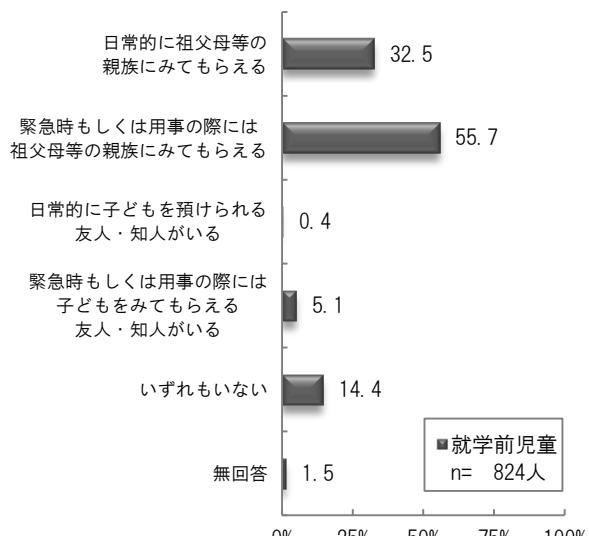


図2.9 主な親族等協力者の状況



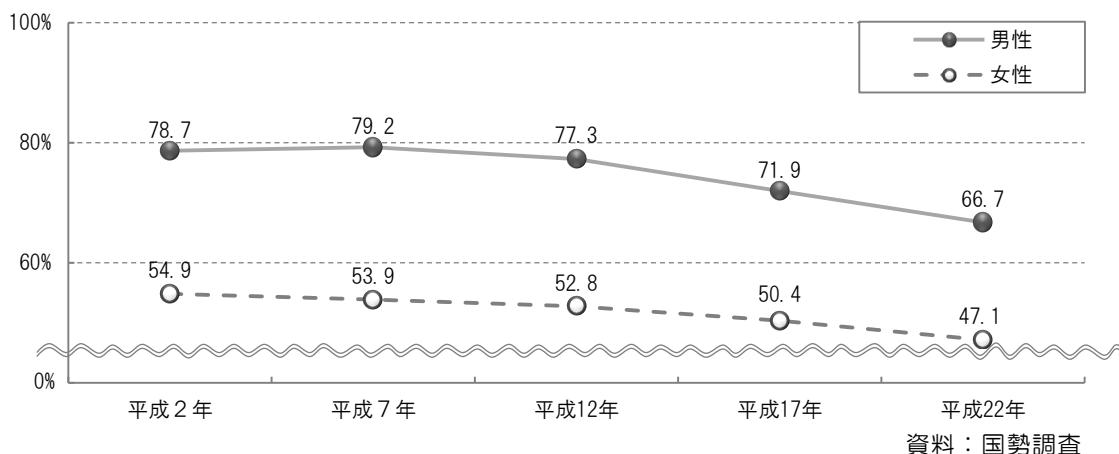
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

3 就労状況

(1) 本市の就業率

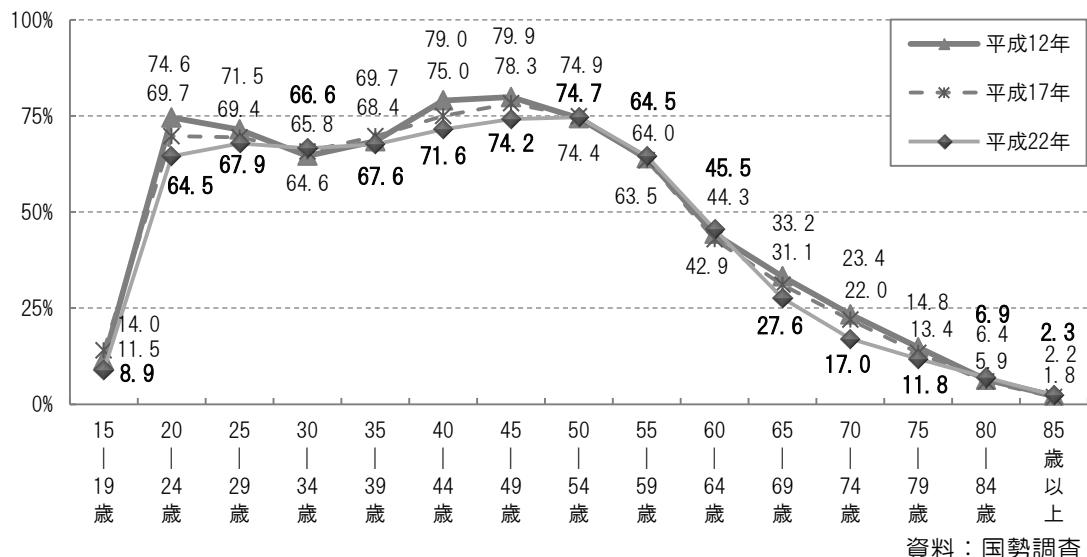
本市の15歳以上の就業率をみると、男性・女性の就業率はともに低下しています。就業率の低下にはすでに離職した高齢者の増加も要因のひとつになっていると考えられます。

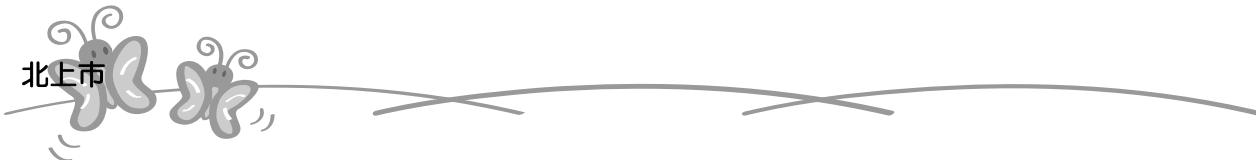
図2.10 男女別就業率の推移



女性の年齢別労働力率は、30歳代を谷間とするM字カーブを描いています。これは、女性の結婚後から子どもの育児（子育て）期間終了までの離職がその一因と考えられます。

図2.11 女性の年齢別労働力率



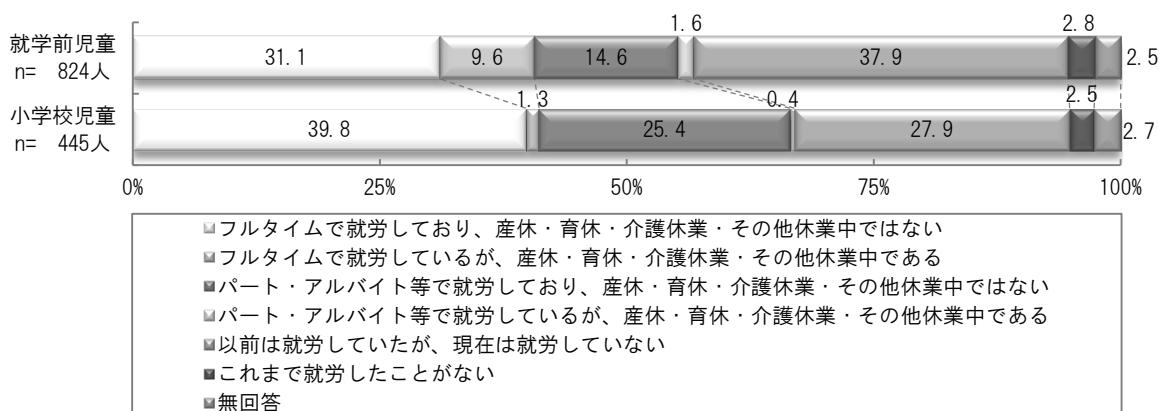


(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親ではフルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方は5割近くあり、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が1割強となっています。

一方、小学校児童の母親では「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が6割強の状況です。

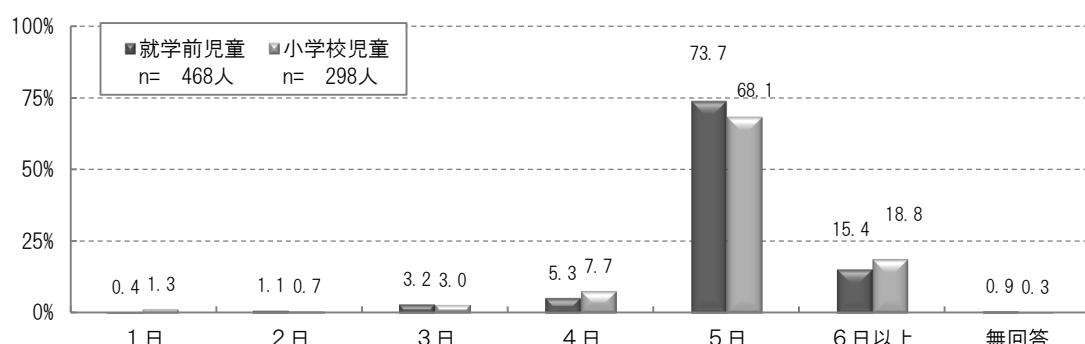
図2.12 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

母親の就労日数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「5日」が最も多く、「6日以上」は1割台となっています。

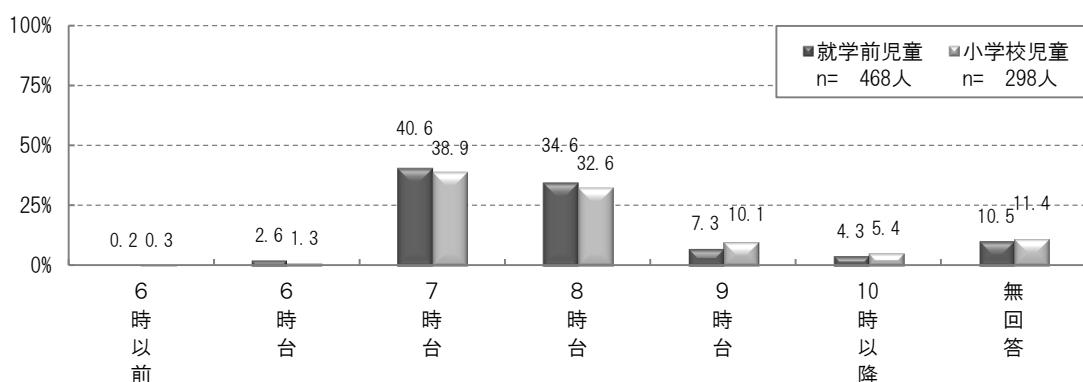
図2.13.1 母親の就労日数



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

母親の出勤時間を見ると、就学前児童と小学校児童ともに「7時台」「8時台」が多くなっています。

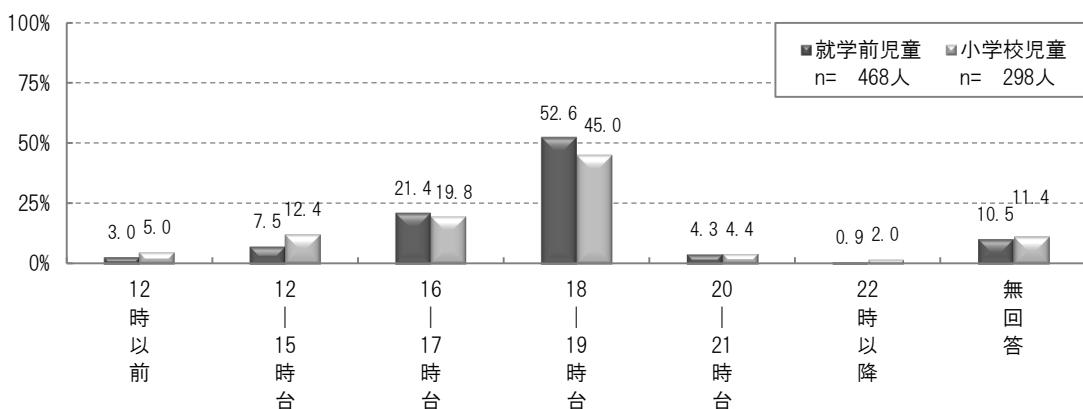
図2.13.2 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

一方、帰宅時間は「18—19時台」が多数を占めています。

図2.13.3 母親の帰宅時間

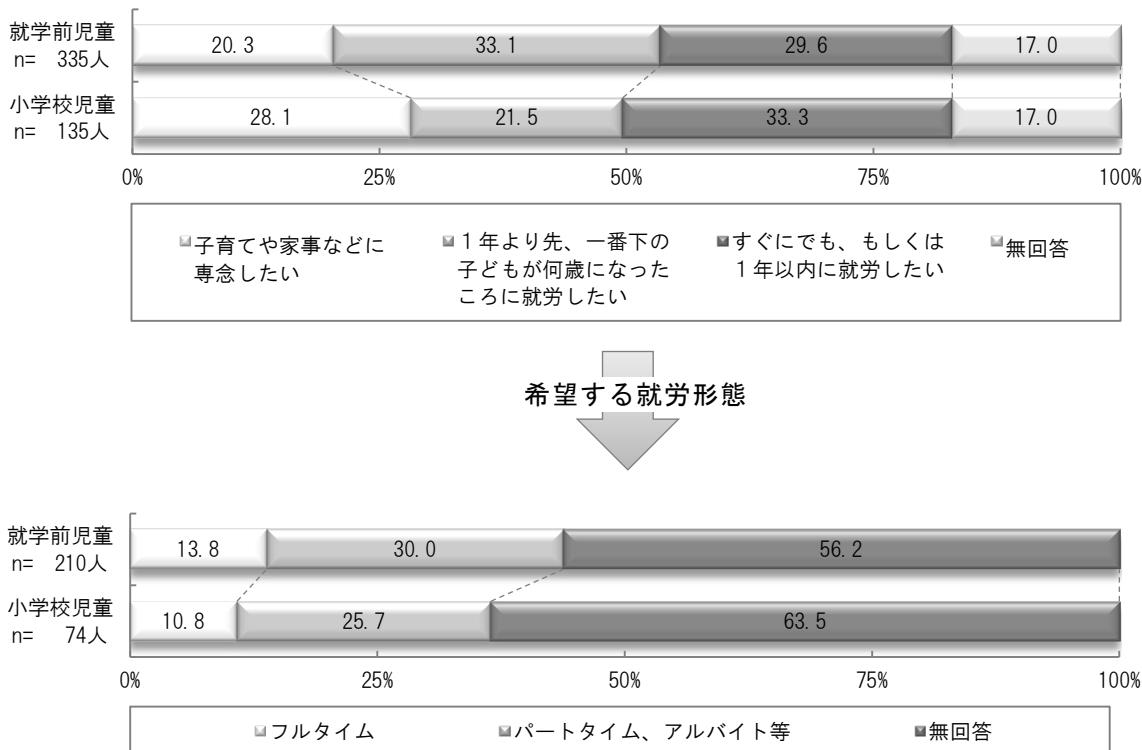


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）



現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学校児童で「1年以内に就労したい」方が3割前後あり、希望する就労形態は「フルタイム」が1割台であることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.14 就労していない母親の今後の就労希望



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況等

(1) 子育て支援事業の提供体制

本市の子育て支援事業の提供体制は、下表のとおりとなっています。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成26年10月）

子育て支援サービス事業名	施設数等	定員数
1 幼児期の教育・保育事業		
幼稚園	11か所	1,950人
認定こども園	1か所	90人
認可保育所	17か所	1,529人
2 地域型保育事業		
小規模保育施設	-	-
家庭的保育	-	-
居宅訪問型保育	-	-
事業所内保育施設	5か所	140人
認証・認定の保育所	-	-
認可外保育施設	13か所	341人
3 地域の子育て支援事業		
子育て短期支援事業	-	-
地域子育て支援拠点事業	4か所	-
一時預かり事業	1か所	6人/日
病児・病後児保育事業	1か所	3人/日
ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	80人	-
放課後児童クラブ（学童保育）	26か所	1,082人

資料：子育て支援課調べ

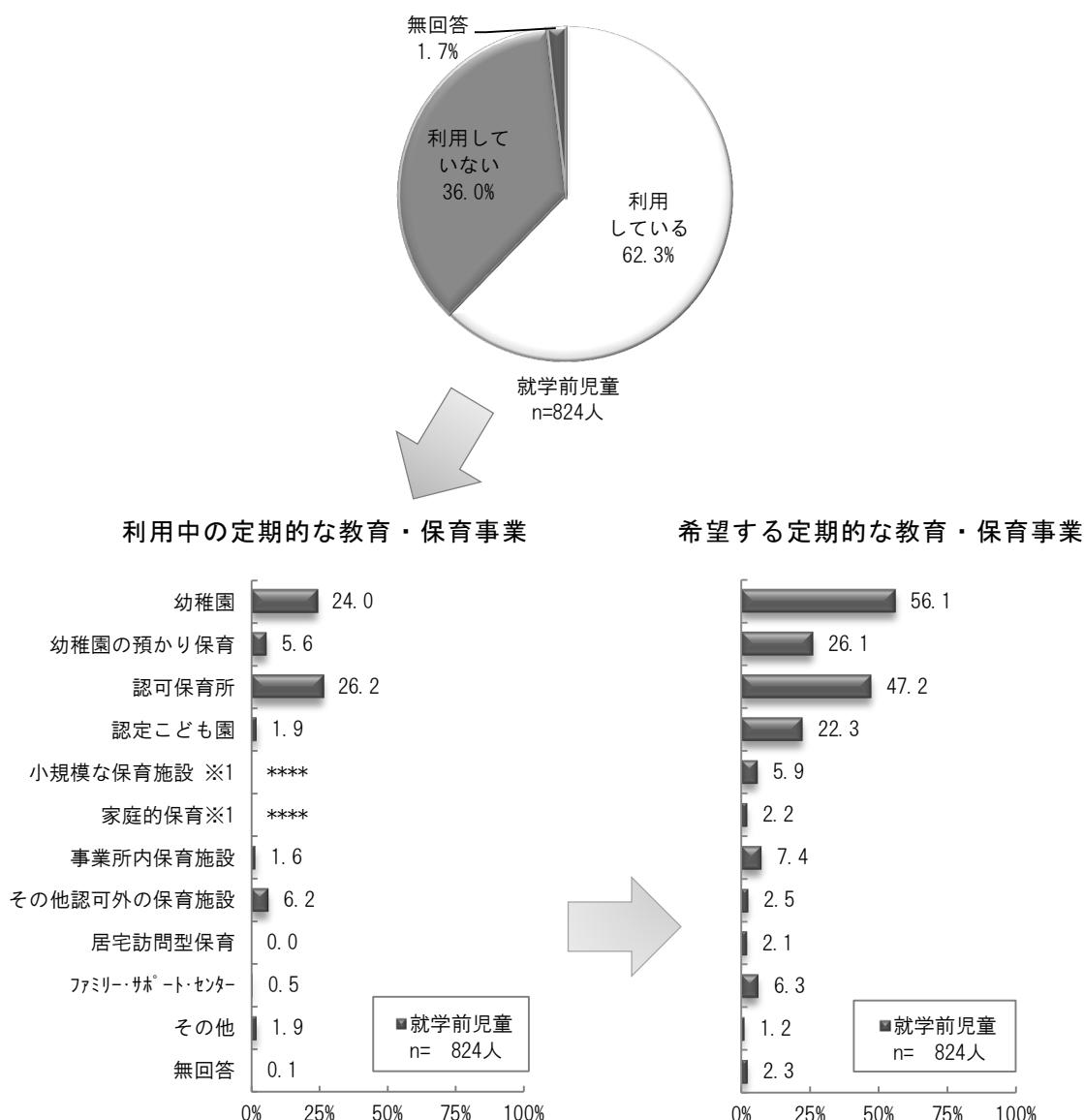


(2) 子育て支援事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童は6割強あり、利用者のほとんどが「認可保育所」と「幼稚園」を利用しています。また、「その他認可外の保育施設」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「事業所内保育施設」などの利用も少數あります。

また、今後の利用については、「幼稚園」の利用希望割合が最も高いほか、「認可保育所」で5割弱、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」で2割台の利用希望があります。

図2.15 定期的な教育・保育事業の利用状況

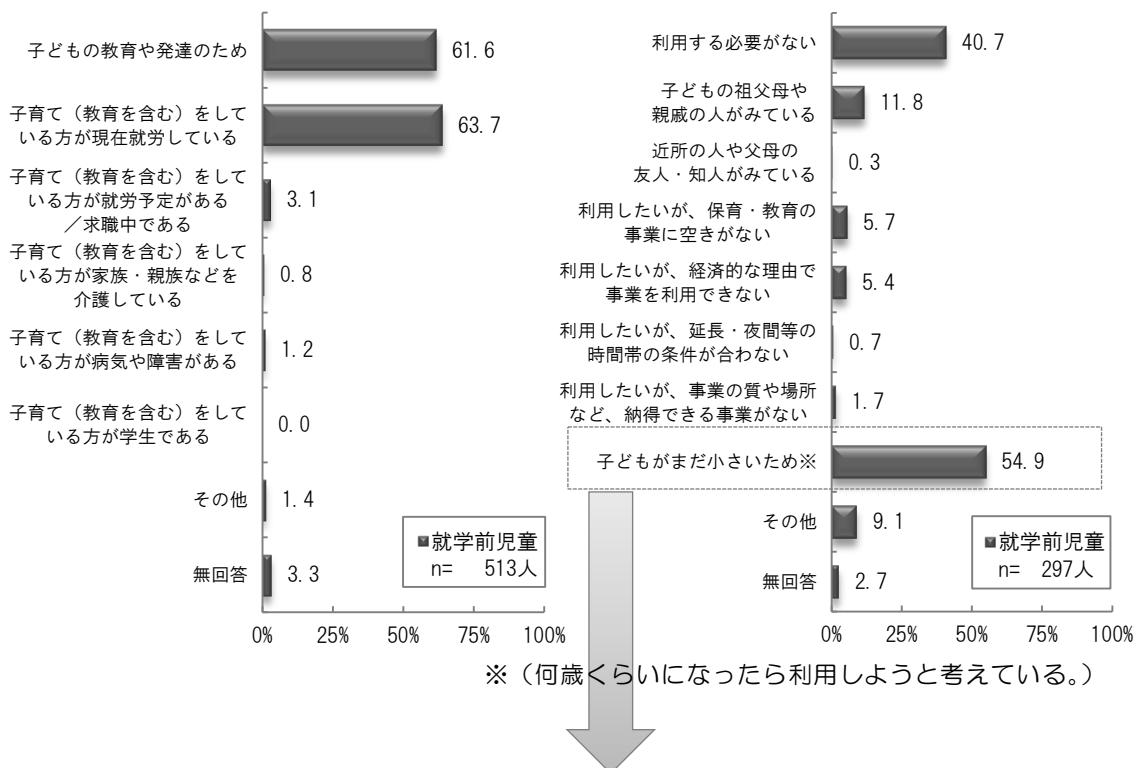


※1 「小規模な保育施設」「家庭的保育」は、本市では実施していません。

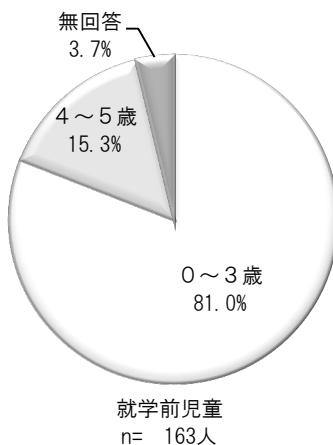
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

定期的な教育・保育事業を利用している方の理由のほとんどは、「現在就労している」「子どもの教育や発達のため」となっています。また、利用していない方は「子どもがまだ小さいため」が5割強である一方で、「利用する必要がない」方も4割となっています。

図2.16 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）



(3) その他児童に関する状況

平成23年度から平成25年度にかけての本市の待機児童数、保育所入所障がい児数及び児童虐待調査件数は以下のとおりです。

表2.2 待機児童数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	63人	83人	82人
1歳児	13人	32人	5人
2歳児	1人	4人	13人
3歳以上児	0人	3人	0人
計	77人	122人	100人

資料：子育て支援課調べ

表2.3 保育所入所障がい児数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
障がい児数	42人	58人	62人

資料：子育て支援課調べ

表2.4 児童虐待調査件数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
調査件数	990件	789件	1,310件

資料：子育て支援課調べ

5 施策の進捗評価

前計画である次世代育成支援行動計画（後期）は、7つの基本目標と20施策90事業により構成されています。その進捗評価は、目標達成できた55事業（61.1%）、推進できた21事業（23.3%）、計画当初と同じであった8事業（8.9%）、停滞した2事業（2.2%）、未実施4事業（4.4%）という結果でした。

ときわだい保育園の新設や保育所保育料の軽減など大きな成果を残した事業があつた一方で、認可外保育施設等支援事業や休日保育事業、子育てサークル活動の充実等実施できなかつたり、停滞してしまつた事業もありました。

表2.5 施策の進捗評価

施 策 名	事業数	目標達成	推進	現状維持	停滞	未実施
計 画 全 体	90	55	21	8	2	4
(1) 地域における子育て支援	40	22	6	7	1	4
① 子育て支援サービスの充実	15	9	2	3	0	1
② 保育サービスの充実	16	9	2	2	0	3
③ 子育て支援のネットワークづくり	3	0	2	0	1	0
④ 児童の健全育成	6	4	0	2	0	0
(2) 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	13	9	4	0	0	0
① 子どもや母親の健康の確保	6	3	3	0	0	0
② 食育の推進	2	2	0	0	0	0
③ 思春期保健対策の充実	1	1	0	0	0	0
④ 小児医療の充実	4	3	1	0	0	0
(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	20	16	2	1	1	0
① 次代の親の育成	1	1	0	0	0	0
② 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	11	9	1	0	1	0
③ 家庭や地域の教育力の向上	7	5	1	1	0	0
④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1	1	0	0	0	0
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	3	0	3	0	0	0
① 安全な道路環境等の整備	1	0	1	0	0	0
② 安心して外出できる環境の整備	2	0	2	0	0	0
(5) 企業における子育て支援の推進	4	0	4	0	0	0
① 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し	4	0	4	0	0	0
(6) 子ども等の安全の確保	4	3	1	0	0	0
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	1	1	0	0	0	0
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	3	2	1	0	0	0



(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進		6	5	1	0	0	0
①	児童虐待防止対策の充実	1	1	0	0	0	0
②	ひとり親家庭等の自立支援の推進	2	1	1	0	0	0
③	障がい児施策の充実	3	3	0	0	0	0

6 本市における課題の整理

北上市の現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

課題1 増大する保育需要に対する供給の不足

- 本市では幼稚園・認定こども園・認可保育所計29か所の教育・保育施設及び、認可外保育施設・事業所内保育施設計18か所で教育・保育を実施していますが、3歳未満児（特に0歳児）を受け入れる保育施設が不足しており待機児童が多い状況にあります。
- 施設を運営するための保育士の確保が困難な状況にあります。

課題2 子育てへの不安や負担を軽減するための支援の不足

- 核家族化の進展や生活様式・生活意識の都市化等に伴う地域とのつながりの希薄化がみられます。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の母親の1割以上が子育てにおいて日常的な協力者がいない状況にあります。
- 保育料の負担水準が県内他自治体に比べて高くなっています。

課題3 子育てしながら働き続けられる環境の整備

- 女性の就業率は低下傾向にあり、特にM字カーブの谷間にある30歳代の労働力率は依然として低い状況が続いていることから、子育て家庭において育児と仕事の両立が難しいことが伺えます。

課題4 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- 障がいがある子どもや発達に遅れがみられる子どもの増加に対応した相談・療育体制の確保が不足している状況にあります。
- 児童虐待の通告件数は増加しており、内容も複雑化していることから、解決までに時間を要する傾向にあります。

第3章



計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

北上市総合計画では、北上市の将来像を実現していくため、6つの政策の基本目標を設定し、その中で「子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり」を目標に掲げています。

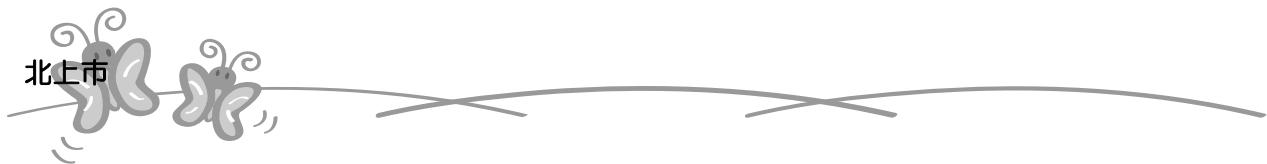
北上市子ども・子育て支援事業計画は、この目標を踏まえて、北上市次世代育成支援対策地域行動計画「北上っ子すぐすぐプラン」後期計画を踏襲しながら、基本理念を次のとおり定めます。

《基本理念》

子育て家庭から笑い声があふれるまち きたかみ

本市の子育て支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるよう様々な施策を展開してきました。

本計画では、これまでの取り組みを踏まえ、子育てと仕事を両立できる環境を整え、若い世代が子どもを欲しいと願い、その希望が叶えられ家庭に温かい笑い声があふれるまちづくりを目指します。



2 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて施策を総合的に推進していくため、基本的視点を次のとおりとします。

《**基本的視点**》

○希望する多様な教育・保育を受けられる環境づくり

① 幼児期の保育の視点

幼児期における多様な教育や保育について、充実したサービス提供に向けた取組を進めるとともに、経済的負担の軽減を図っていきます。

② 就学期の保育の視点

小学校入学後においても保育が必要な児童に対し、十分なサービスを提供できるよう引き続き放課後児童クラブの充実に努めます。

○安心して子どもを産み育てられる環境づくり

① 子育て支援サービスの質の視点

核家族化や社会環境の変化等により子育て支援のニーズは多様化しています。利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

② 親となることへの不安解消の視点

初めて親になる過程においては、出産に対する不安や育児に対する不安がつきものです。そんな不安を少しでも解消できるよう講座の開催や支援体制の充実に努めます。

③ 乳幼児の健全な成長のための視点

乳幼児が健やかに成長できるよう健診や医療体制の充実、地域における見守り活動を行っていきます。

○仕事と子育てを両立できる環境づくり

① 仕事と子育ての調和の視点

安心して仕事ができるよう保育環境の整備を進めるとともに、就労支援の充実にも努めます。

② 子育てに理解のある環境づくりの視点

仕事と育児を両立しやすい職場環境についての啓発に努めるとともに、事業所内保育所の設置等について事業者と連携していきます。

○支援が必要な子どもと家庭を応援する環境づくり

① 障がいのある子への支援の視点

障がい児保育の充実を図るとともに、相談体制の充実を図っていきます。

② ひとり親家庭への支援の視点

経済的な支援を行っていくとともに、自立に向けた支援についても継続していきます。

3 計画の基本目標

基本理念を実現するための基本的視点から、次の施策の基本目標により施策の推進を図っていきます。

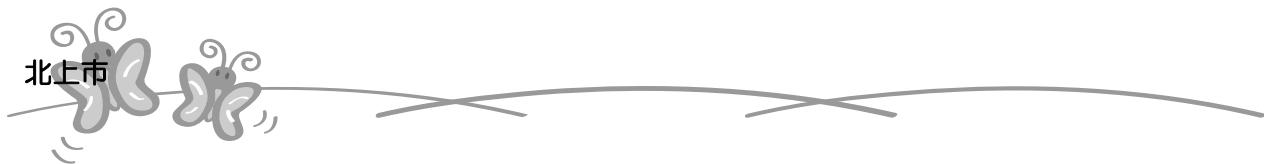
《基本目標》

基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援

基本目標2 母子保健対策の充実

基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細かな対応



4 子ども・子育て支援事業計画体系図

